委託者保護ガイドラインにいただいた意見の内容とこれに対する主務省の考え方

意見	回答
A．適合性の原則	
商品取引員が勧誘に先立って行う顧客属性の把握について、「把握に努めることが求められる」ではなく、「把握しなければならない」旨を規定するべきである。	顧客の属性の把握については、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するかどうか判断するために必要なものであり、商品取引員が、顧客の属性の把握を怠り、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘を行った場合には、商品取引所法第215条の規定に違反することになります。したがって、ガイドラインの修正の必要はないと考えます。
投資可能資金額は、顧客の申告でなく、客観的な資料の提出をもって顧客の属性について情報収集するべきである。	商品取引員が適合性原則の趣旨、投資可能資金額等について分かりやすい説明を行うことを求めており、通常は、投資可能資金額の裏付けとなる資産等の証明を求めることまでは不要と考えますが、一定の収入を有しない者、当初の投資可能金額を超える取引に係る勧誘の際には、特に慎重な審査が行われる必要があることから、客観的な資料として、裏付けとなる資産を証明する資料の提出を顧客に求めています。
顧客に商品先物取引の知識に関するテストを受けさせ、結果が一定未満の場合には、勧誘してはならないと明記すべき。	適合性原則に照らし、知識面を考慮して不適当な勧誘と認められる者を規定しているところ、ガイドラインを修正する必要はないと考えます。 なお、顧客が商品先物取引の仕組みやリスク等を十分に理解した上で自主的な判断に基づき取引に参加するよう、商品取引所法においては、当該事項に係る説明義務を設け、本ガイドラインにおいては、顧客が説明内容を理解したことを書面によって確認することを求めています。
勧誘に当たっての前提となる顧客の属性の把握において、「受託契約を締結する目的」は、「資産運用」、「利殖目的」、「値動きを利用した利益追求」、「現物等に対するヘッジ」、「現物等の受渡し」、「金融商品との裁定取引」でよいか。	受託契約を締結する目的とは、元本欠損又は元本を上回るおそれのある取引を行う意向の有無という意味です。したがって、指摘の事例は、顧客の属性把握としてはいずれも不十分なものであり、商品取引員は顧客が元本欠損に対してどの程度許容できるのかについて明確に把握することが必要となります。また、「元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」は常に不適当な勧誘に該当します。
投資可能金額については、現在保有している資産の金額でなく、損失となって消えても困らない金額として顧客に記載させるべき。	本ガイドラインにおいて、投資可能資金額とは、顧客が、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額としていますので、ガイドラインの修正の必要はないと考えます。
顧客が投資可能資金額の記入をする書面について、当該書面への記入がアンケートに回答するような印象を顧客に与えないように、「顧客の属性把握のための重要事項についての調査・確認」と表示すべき。	本ガイドラインでは、商品取引員は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、顧客が投資可能資金額の意味を理解できるよう、分かりやすく説明することが求めらるとしています。したがって、顧客が投資可能資金額の申告を記載する書面の様式を規定しなくても担保されていると考えるので、ガイドラインの修正は必要ないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、長期療養者、公金取扱者や金融機関の責任者を加えるべき。	適合性原則は顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を判断基準としていることから、ご指摘の者を含めることは適当でないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、消費者金融等から高金利等で借入れをしている者を加えるべき	借入れの有無のみで投資可能資金額の有無を判断することは適当でないと考えられますが、借入れを含めた資産の状況から判断して投資可能資金額が適正に設定されていないことを認識しながら勧誘を行うことは不適当な勧誘となります。

意見	回答
借金をして商品先物取引を行っていることが判明したら、受託を継続してはならないとすべき。	
借り入れをして商品先物取引を行うように勧誘してはいけない旨規定すべき。	本ガイドラインにおいては、商品先物取引をするための借り入れの勧誘は、常に不適当な勧誘である旨規定しています。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、過去に商品先物取引を行って清算金を支払えなかった者を加えるべき。	必ずしも現時点で財産上問題があるとはいえず、ご指摘の者を含めることは適当でないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、外国人等日本語の読解能力を十分に有しない者を加えるべき。	日本国籍の有無で判断されるものではなく、我が国の商品先物取引に関する説明を理解できない者に対する勧誘はそもそも不適当な勧誘となります。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、定期的収入のない者を入れるべきである。	一定の収入を有しない者であっても生活に余裕のある範囲で運用できる資産を有している場合は、必ずしも適合性原則に違反しているとは言えないこともあることから、ご指摘の者を入れることは適当ではないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、若年者（30歳未満）を入れるべきである。	未成年に対する勧誘は「常に不適当な勧誘」として禁止していますが、若年者であっても商品先物取引について極めて高い理解を有している場合は、必ずしも適合性原則に違反しているとは言えないこともあることから、ご指摘の者を入れることは適当ではないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、時間的余裕がない者、商品先物取引に対する興味・関心や取引意欲、決断能力がない者を入れるべきである。	適合性原則は顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を判断基準としていることから、ご指摘の者を含めることは適当でないと考えます。
常に不適当と認められる勧誘の対象となる者として、相場の動向を確認できる情報誌を定期購読せず、かつインターネットを使用できない環境にある者を加えるべき。	情報誌の定期購読の有無やインターネットの利用環境をもって、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に係る顧客の情報を必ずしも把握できないことから、常に不適当と認められる勧誘の対象となる者としてご指摘の者を加えることは不適当と考えます。
常に不適当と認められる勧誘として「元本欠損又は元本を上回る損失補てんが生ずるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」が追加されているが、勧誘の冒頭に元本を上回る損失が生じるおそれのある取引の勧誘である旨を告げ、顧客が勧誘を受ける意志の有無を確認することが既に規定されているため、当該部分は必要ないのではないか。必要な根拠を明示すべきである。	本ガイドラインにおいて、ご指摘の箇所は、顧客の受託契約を締結する目的に照らして不適当な勧誘と解される勧誘の解釈指針を示しているものですが、商品取引員は、顧客が「元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者」であるか否かについて把握するとともに、当該顧客がこれに該当する場合は勧誘を行ってはならないという趣旨で規定しています。
「元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」が適合性の原則に照らして常に不適当と認められる勧誘に当てはまることとなっているが、説明義務の観点からも勧誘時に商品先物取引のリスク説明を十分に行い、元本の保証されたものでない事及び利益の保証された取引でない事等を顧客に十分な説明をし、理解されなければ顧客自身も取引口座の開設をされない（会社側も受託の承認を行わない）事から、敢えて不適合者として明記する必要はないのではないか。	

意見	回答
一定の年収（1000万円、1500万円、2000万円、3000万）未満の者に対する勧誘を禁止する規定を設けるべき。	年収だけでは、財産の状況を判断することはできませんが、一応の目安として国税庁による給与所得者の年間平均所得（税込み）等を参考にして、５００万円以上の収入がない者について、原則として不適当な勧誘としています。
６５歳（又は６０歳）以上の人に対する勧誘を禁止するべきである。	本来適合性の原則に照らして、不適当な勧誘か否かの判断は年齢のみをもって一律に判断できるものではありませんが、委託者保護の観点から特に７５歳以上を目安として本ガイドラインに盛り込んでいます。 このため、７５歳未満の高齢者については、年齢は記載していませんが、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、商品先物取引の仕組み･リスクを十分に理解しているか等について厳格に審査するとともに、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することがないよう求めています。
商品先物取引への投入金額の範囲は取引の最初に決定し、特段の事情がない限り、当該範囲を超えた取引を行うことを禁止するべきである。	本ガイドラインにおいては投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引に係る勧誘についてはｉ）顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されていること及びii）新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明を求めるとともに、顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められ勧誘の対象者であることを理解していること及び前述のｉ）ii）の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を必要としています。したがって、ご指摘の趣旨は既に盛り込まれているために、ガイドラインの修正は必要ないと考えます。
不適当と認められない例外の要件等の審査について、商品取引員以外の第三者機関が審査するべきである。	適合性原則を遵守する責任を有する商品取引員がそのための審査を行うことが当然であり、その審査が適正に行われることを担保するために営業部と独立した体制の下での実施を義務づけています。
商品取引員が顧客の適合性に配慮した証拠金設定やロスカットを適用している場合は、委託者保護ガイドラインにおける取引未経験者に係る保護措置に代わるものとすべきではないか。	委託者保護の観点から、過去一定期間以上の商品先物の取引経験者でなければ未経験者としての保護措置をうけることができるようにするべきであると考えます。
商品先物取引未経験者に対しては、最低3ヶ月以上の習熟期間を設け、習熟期間中は２０枚を超える建玉を行うことを禁止するべきである。	取引制限については、顧客毎に投資可能資金額が異なることから、顧客の資力等に応じた取引制限を設けることが望ましいものと考えます。したがって、本ガイドラインにおいては、商品先物取引未経験者の保護措置として「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の１／３となる水準を目安としています。
商品先物取引未経験者に対しては、証拠金として預託された委託証拠金の3分の1以下で、かつ100万円以下の本証拠金を使用する取引しか行ってはいけないとするべきである。	

意見	回答
商品先物取引未経験者の習熟期間中は、 ・例外なく超過建玉を禁止する。 ・例外なく利益金の証拠金への振替えを禁止する。 ・直し、途転、日計り、両建、手数料不抜けのいわゆる特定売買の勧誘を禁止する。	適合性審査や説明義務等により、取引開始時点で十分な理解に達している者が取引を行うこととしているのであり、顧客の意思を尊重できる機会を奪うことは適当でないと考えられます。 当該期間において、顧客からの自発的な要請による投資可能資金額の引き上げを禁止すべきでないと考えますが、本ガイドラインにおいては、利益金を証拠金に振り替えることにより投資可能資金額の引き上げを勧めることは不適当な勧誘としています。 取引は委託者の意思によりなされるものですが、商品先物取引の未経験者のみならず全ての委託者について、両建の勧誘等については、商品取引所法第214条第8号及び同法施行規則第103条第9号において禁止しています。その他については、今後の参考とさせていただきます。
未経験者の保護期間中は、例外的にも投資可能資金額の引き上げを認めないこととするべきである。	投資可能資金額は顧客がその意味を理解した上で申告するものですが、商品取引未経験者の保護期間において、商品取引員が当該顧客に対して投資可能資金額の引き上げを勧めることは、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘となると考えられます。 ただし、顧客本人が目安として投資可能資金額の1／3を超える取引を希望する場合であって、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限り、当該期間における当該取引量を超える取引に係る勧誘は、直ちに適合性原則に照らし不適当と認められる勧誘にならないと考えられます。この場合、商品取引員は、当該顧客から商品先物取引経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び上記の例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自ら満たすことについて確認している自書による書面での申告を得るとともに、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認しなければならないとしています。また、これらの社内審査にあたっては厳格な審査を求めています。
委託者保護ガイドラインで規定しているの委託者の対象（個人、法人など）を明確化するべきではないか。	本ガイドラインは、明らかに個人を念頭においた規定以外は、自然人・法人の区別なく、全ての委託者に対して適用のある解釈指針です。
適合性原則に反する勧誘又は受託を行った場合、速やかに取引を終了させ、原則として預託金を全額返還する旨規定するべきである。	本ガイドラインにおいては、勧誘には既に取引を行っている顧客に「取引枚数を増やしてみませんか」などと勧める場合も含まれるとしており、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には直ちに勧誘を中止しなければならない旨を規定していることから、ガイドラインの修正は必要ないと考えます。

意見	回答
B．不当勧誘規制	
すでに取引中の委託者に対する保護については、別に項目を設け、取引中の委託者の保護を明示すべきである。この項目の中には、次のような内容を含めるべきである。 (1) 建玉を行わない旨の意思を表示した委託者への勧誘、説得、強要の禁止。 (2) 取引の内容は委託者が決めるべきものであり、外務員は委託者が指示した取引を速やかに忠実に実行しなければならない。 (3) 断定的判断の提供、虚偽の情報や客観的根拠のない情報の提供により、委託者を取引に誘導してはならない。 (4) 外務員は、市場動向、外電など、商品の価格に関連することがらについて、委託者に正しく情報を提供し、委託者が正しい状況判断ができるようにしなければならない。 (5) 外務員は、委託者の損益状況、取引により生ずる損益を正しく委託者に知らせ、委託者のリスク管理に寄与しなければならない。	(1) は、商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること（商品取引所法第２１４条第５号）、 (2) は、委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延すること（同法施行規則第１０３条第１号）及び商品市場における取引等の委託につき転売又は買い戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること（同法施行規則第１０３条第７号）、 (3) 及び (4) は、商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれがあることを告げてその委託を勧誘すること（同法第２１４条第１号）、 として商品取引員の禁止行為とされています。 また、(5) は、取引の成立の際の通知すべき事項として商品市場における取引に係る差金の合計額を規定（同法施行規則第１０９条第５号）していることから、ガイドラインの修正は必要ないと考えます。
再勧誘について、委託者の勧誘拒絶は通常記録されないので、委託者が勧誘を断わることにより規制するのではなく、勧誘の回数を一度に限るべきである。	商品取引所法第２１４条第５号においては、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対する勧誘を禁止しており、ご指摘の規定をガイドラインに盛り込むことは適当ではないと考えます。
「迷惑な時間帯」として、食事の時間帯、勤務時間帯、家庭内の団らんの時間帯が該当すべきことを明示するべき。	ご指摘の時間帯かどうか商品取引員にとって分からないので、勧誘を行わないという判断をすることができないことから、このような場合を迷惑勧誘として法律違反とすることはできないと考えています。

意見	回答
C．説明義務等	
「不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させる恐れのあることを告げてその委託を勧誘」とは、具体的にどのような表現を明示すべきではないか。 「断定的判断の提供」の禁止について、例えば商品先物取引の経験が一年以上ある委託者は、商品先物取引につき専門的知識と豊富な経験を持つと考えられ、商品取引員の勧誘が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」に該当しないこともあると考えてよいか。	不確実な事項について、いかなる表現ぶりであろうとその表現の前後の文脈や説明の状況から判断して、それが顧客をして「値上がり（値下がり）は間違いない。」と誤認させるおそれがあるようなものであれば、本規定に違反します。 また、委託者を商品先物取引の経験年数など単なる外形のみで当該事項に違反するか否かを判断することは適切ではないと考えます。
勧誘を受けることを承諾した顧客に対して、商品取引員は以下の事項を具体的に説明しなければならないと規定するべきである。 ①商品先物取引の内容、仕組み、危険性（先物を買うだけでなく売ることもできることや最小売買単位である1枚から取引ができること、売買を繰り返すと手数料の額が取引の利益の額を上回る可能性があること。） ②価格変動の要因は複雑で、一日で大きな変動がありえるが、予測は専門家でも極めて困難なこと。 ③一般委託者の最終損得の割合（含む当該商品取引員における委託者の損得の割合） ④事前に投入可能金額を決めた上、商品先物取引に投入すべき資金は余裕資金の3分の1程度にすべきと言われていること。 ⑤手数料が株取引に比べて一般に高額であり、最終的に損失で終わっても、取引期間中の一定の時点で利益が発生していた場合、税金がかかること。 ⑥自己売買と利益相反の可能性（商品取引員自身も取引を行っており、顧客と正反対の取引を行うことで、顧客と利益が相反する場合があること。） ⑦当該商品取引員の訴訟、紛議件数と過去の処分件数及び内容 ⑧受託契約締結後でなければ取引ができないこと。 ⑨新規委託者保護措置を遵守すべきこと。	①②顧客の行う取引が預託する取引証拠金等の額比して著しく大きいことや商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生じるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがあることについて、商品取引員は受託契約締結前に書面交付の上、説明する義務があります（商品取引所法第２１７条第１項、第２１８条第１項）。したがって、ご指摘の趣旨がすでに盛り込まれていることから、ガイドラインの修正は必要ないと考えます。 ③当該事項は、相場の変動によって変わりうるものなので、取引前の説明事項とすることは適当でないと考えます。 ④⑨同法施行規則第１０４条第１項第１０号において、既に商品取引員に対して説明義務がかけられているとともに、商品取引員は当然に適合性の原則に則した勧誘を行う義務があります。 ⑤委託手数料は、同法施行規則第１０４条第１項第７号において、記載事項となっており、当該委託手数料が高額か否かについては、顧客自らが判断すべき性質のものと考えます。また、税については、税法に定めのあるものであり、本ガイドラインに規定することは適切ではないと考えます。 ⑥同法施行規則１０４条第１項第８号において、同法施行規則第１０３条第１項第２号が記載事項となっており、その内容を説明することが義務づけられています。 ⑦同法施行規則第１０４条第１項第１６号において紛争の件数の照会に関する事項を上げており、そこで委託者の知るところとなります。また、行政処分については、主務省のＨＰ等で広く一般に対して公表していることから、ご指摘の修正は不要と考えます。 ⑧同法施行規則第１０４条第１項第１１号において、記載事項となっており、既に説明義務がかかっております。
商取法第２１８条第２項のうち「受託契約を締結しようとする目的」について顧客が理解しているか書面での確認が必要か。	本ガイドラインでは、説明の程度として、商品取引員は、商品先物取引の経験がない者及び商品先物取引の経験がある者であっても当該顧客が商品取引所法第２１７条第１項第１号から第３号に掲げる事項又は同法施行規則第１０４条第１項第１号について理解してない者に対しては、商品の相場変動の例を記載した図画又は表（取引額、取引単位、取引単位当たりの価額、取引証拠金等の額を盛り込む）を活用し説明する必要があるとの説明及び程度を定めています。したがって、新たな書面での確認を求めているものではありません。
その他	
広告規制において、顧客に対する警告表示を分かりやすく表示すべきことを内容とする具体的解釈指針を策定するべきである。	広告等の表示方法については、商品取引所法施行規則第１００条の３において明確に規定していることから、ガイドラインで改めて解釈指針を定める必要はないと考えます。

意見	回答
従来の取引所指示事項等、ガイドライン策定前における規制の具体的な内容を踏まえた上、これを充実させる方向でガイドラインを策定するべきである。	本ガイドラインは商品取引所法における商品取引員の勧誘行為等に係る規制の解釈指針を示しているものですが、商品取引員自らが所属する組織による自主規制又は各社毎の自主規制を通じて、更なる委託者保護に努めることが求められます。
平成16年の商品取引所法改正の際に、衆参両院においてなされた付帯決議について、その趣旨を踏まえ、実現させるガイドラインとするべきである。	本ガイドラインは、当該付帯決議の趣旨も踏まえて作成されましたが、今後とも当該趣旨を踏まえて法執行を行ってまいります。
①法令、自主規制規則等違反や先物判例で違法と認定された勧誘、受託行為、②合理的理由のない取引の変更、③無敷・薄敷を禁止するべきである。	今後の参考とさせていただきます。
パブコメに当たり、改定概要を分かりやすく説明するべきである。	
ガイドラインの策定に当たり、実態調査を行うべきである。	
顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認に関する記録は録音・保存するべきものと明記すべき。	
再勧誘でなく、不招請勧誘の禁止を規定するべきである。	
商品取引員が、事故確認制度を悪用して損失補てんの示談交渉を拒絶する等、顧客の被害救済に支障を生じることがないように、損失補てんについての解釈指針を策定すべき。	
投資可能資金額の申告を求めないといけないような一般消費者に対する勧誘は避けるべきである。	
損害を出した顧客に対する勧誘行為を禁止するとともに、顧客も年収の何割かの損失を出した場合に投機行為を禁止することとし、実効性担保のために名前を他人に貸して取引した場合の罰則を設けるべき。	
取引継続中の委託者に対して、商品取引員は以下の点を説明するべきである。 ①各商品の1枚の取引に必要な証拠金額 ②現時点の委託者の損益と累積手数料額を含めた取引開始時から現時点までの取引状況等（最低、年2回説明するものとする。） ③1ヶ月ごとの取引価格の推移 ④全取引を手仕舞いした場合の返金金額（分かりやすく明示すること） ⑤商品取引員の自己玉の状況（顧客と反対の建玉の場合、その理由も説明する） ⑥その他顧客から説明を求められた事項	
取引終了後の顧客に対して、商品取引員は以下の点を説明するべきである。 ①顧客の全取引に係る取引結果等及びその顛末（委託者別先物取引勘定元帳、取引グラフ等を書面にて交付すること。） ②顧客の個々の取引に係る取引担当者の所属、住所、氏名 ③その他顧客から説明を求められた事項	

意見	回答
説明方法及び説明記録の保管等について、以下のとおり規定すべきである。 ①説明に当たっては、担当者の所属、肩書き、住所、氏名等を明示し、説明を行った内容、時間、場所の記録を文書等で残しておくこと。 ②顧客から苦情の申出があった場合には、顧客に対する説明状況に関する記録内容（録画・録音を含む）を開示しなければならない。	
商品先物取引未経験者は委託のガイドをその場で読んでもらっても、本当に理解したかどうか分からない。	
利益金の原則返還、また返還しないで証拠金に振り替える場合は、その都度顧客の書面承諾をとるべき。	
ガイドラインを海外先物にも適用するべきである。	
クーリングオフを導入するべきである。	
投機を勧める雑誌等について、厳格に内容を審査するべきである。	
受託契約締結後、１４日経過後でなければ、取引を新たに受託することを禁止するべきである。	